

随意契約の状況		担当課：住民生活課		
		契約日：令和4年4月1日		
件名	契約の概要	契約期間	契約の相手方	契約金額(円) 税込 (税抜)
令和4年度戸籍 総合システム機 器保守	戸籍総合システ ム機器に係る保 守業務	令和4年4月1日 ～ 令和5年3月31日	株式会社エスイー シー 代表取締役 柳原 清司 函館市末広町22 番1号	3,300,000  (3,000,000)
随意契約とした理由及び随意契約の相手方を選定した理由				
<p>本業者は現行の戸籍総合システムの構築業者である。</p> <p>したがって、既存のシステムと連動した親和性が必要であり、同一の者以外に保守業務を履行させた場合、責任の所在が不明確になるなど、著しい支障が生じる恐れがあることから、競争入札に付する性格ではないと判断を行った。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p> <p>よって、八雲町財務規則第140条第2項第1号の規定により同社より見積書を徴した結果、予定価格の範囲内であったため、随意契約を行ったものである。</p>				